

議員提出議案第29号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年(2015年)3月26日提出

宝塚市議会議長 北山照昭様

(提出者)

宝塚市議会議員 山本敬子

同 中野正

同 寺本早苗

宝塚市条例第 号

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「719,000円」を「711,700円」に、「646,000円」を「639,400円」に、「593,000円」を「587,000円」に改める。

附則第2項を次のように改める。

(議員報酬の月額の特例)

2 第2条の規定の適用については、平成27年4月1日から同月29日までの間、同条中「711,700円」とあるのは「683,000円」と、「639,400円」とあるのは「613,000円」と、「587,000円」とあるのは「563,000円」とする。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年(2015年)3月23日

宝塚市議会議長 北山照昭様

(提出者)

宝塚市議会議員 山本敬子  
同 中野正  
同 寺本早苗

宝塚市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以下の理由により、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び宝塚市議会会議規則第15条の規定により提出します。

(提出の理由)

平成26年12月17日に提出された宝塚市特別職報酬等審議会の答申に基づき、議長、副議長及び議員の報酬月額を改定するもの

また、附則に規定している議員報酬の月額の特例については、平成27年4月29日をもって廃止しようとするもの